

令和5年度（第9回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和5年12月5日（火）

第9回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和5年12月5日（火）午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 角 是明

議 事

- 議案第44号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第45号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第46号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第50号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について
議案第51号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について
議案第52号 古座農業振興地域における農用地区域の除外について
議案第53号 古座農業振興地域における農用地区域の除外について
議案第54号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

出席委員

- | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|------|------|------|------|
| 1 番 | 笠原利紀 | 2 番 | 小山喜行 | 3 番 | 坂本渡 | 4 番 | 碓浩行 |
| 5 番 | 柴田明夫 | 6 番 | 杉本忠 | 7 番 | 鈴木和夫 | 9 番 | 角是明 |
| 11 番 | 中村省一 | 12 番 | 南条紀子 | 13 番 | 濱口昌弘 | 14 番 | 増本昌弘 |
| 15 番 | 宇井良子 | 16 番 | 小原淳一郎 | 17 番 | 杉本百男 | 18 番 | 谷口克朗 |
| 20 番 | 西脇正吾 | 21 番 | 深美剛一 | | | | |

欠席委員

- | | | | | | | | |
|-----|------|------|--------|------|-----|------|------|
| 8 番 | 谷本昌平 | 10 番 | 中正司ちか子 | 19 番 | 堤和之 | 22 番 | 山田定男 |
|-----|------|------|--------|------|-----|------|------|

出席職員

- 事務局2名 濱地、勝山

議長	(角会長 挨拶) 皆さん、こんにちは。時間ですので今から始めたいと思います。 本日は、お忙しいところ農業委員会定例会にご出席をいただきましてありがとうございます。ちょっと今、出席予定の方が2名来られておりませんが、とりあえず時間ですので始めさせていただきたいと思います。 それでは、只今から第9回串本町農業委員会定例会を始めさせていただきます。本日の欠席届が出ている方は、8番の谷本委員、10番の中正司委員、19番の堤委員でございます。以上の3名です。それから署名委員には12番の南条委員、13番の濱口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 本日の審議していただく案件は、11個案件です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。 尚、11案件ということで、現地調査については2日にわたり行いました。 それでは議案審議のほうに入りたいと思います。 議案第44号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてです。事務局、提案趣旨の説明をよろしくお願いいたします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして現地調査の報告をお願いいたします。
増本委員	はい、増本です。
議長	はい。増本委員。
増本委員	(現地調査報告) 写真を撮って来ておりますので、皆さんに写真を見てもらい、ご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	今、写真を回しておりますのでちょっと見ていただいて、終わりましたら審議をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長	回りましたでしょうか？ ご覧になったような状況でございます。現地を調査した担当の者としては、このような状態で農地でない証明というのは如何なものかと。農作業が出来るんじゃないかというようなことで現地で話をしましたが、写真を撮って皆さんのご判断を仰ぎたいなという風なことでちょっと見ていただきました。これについて許可を、証明をするということはちょっと問題があるように思いますが、何かご意見、感想をですね、提案趣旨説明並びに現地調査報告についてご意見等ある方はございませんか。
小山委員	はい。2番 小山です。
議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	これは農地でない証明になっていますが、どこかに売ることではないんですか。
議長	ちょっと事務局のほうで聞いている範囲でご説明願いたいと思います。
事務局	今、小山委員さんのほうからどこかに売却する予定があるのではないのかというご質問をいただきましたが、おそらく売却の予定があるのかなと思っています。
小山委員	それだったらはじめから転用で話をすれば良いと思いますけれどね。
事務局	そうですね。行政書士さんを通しての申請となっていますので、今回の2条で駄目だったら次はという可能性もあるんですが、この申出人の方は前回に別の土地で2筆ほど非農地証明を出している方で、今回はもう1筆残っていたということで、追加で出てきた形なんですけれど、前の農地についても、〇〇の方ですので恐らくもう売買というか処分したいというお気持ちはあるのだと思います。
小山委員	これでその写真を見た限りでは作ろうと思えば出来そうな感じに思えるんでね。そんな簡単に、申請が上がって来たからはいどうぞという訳にはいかんと思うけれどね。過去にも色々あって草を刈ったらいけるというような例が、別の件ですけど〇〇とか、過去に何件もあるように思うんですが、申請を上げて来たからはいどうぞという訳には、僕はどうもいかん

	と思います。
事務局	この申請につきまして、実際、申請の段階でその書類に付いて来る写真を見た時に、草刈りされて管理がされているということで、これで非農地証明というのはかなり難しいですよということは伝えました。ただ、下の土の状態とかそういった状況も含めて判断してもらえないかというお話だったので受付をしました。申請の段階でこれは駄目ですと拒否する権限は事務局には無いので、これで諮ってみて欲しいと言われれば受けざるを得ないということです。例えば、本当にちょっと草が生えているような、どう見ても農地に出来るような土地であっても申請人のほうが審議して欲しいという希望を出されてしまったら事務局で拒否することは出来ないです。なので一応、声はかけさせてもらいます。これは難しいですよという説明はさせていただきますけれど、そこで取り下げをされなかった場合はもう受ける形になってしまうかと思います。
議長	はい、他にありませんか。この書面のとおりに証明を出したら良いんじゃないかという逆の意見でも構いませんので。意見をお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。
西脇委員	はい。
議長	はい、何番ですか。
西脇委員	20番 西脇です。
議長	はい、20番 西脇委員。
西脇委員	質問なんですが、これは昭和55年に耕作放棄地になって、それ以降は全然農地として使用されている経緯は無いんですかね。
議長	これは今までにも手入れされているようですね。
西脇委員	手入れをしてね、農作物を作った経緯はあるんですかね。そのまま雑種地みたいな放棄をしている状態が続いているような土地なんではないか。
議長	周囲には畑があるんですよ。それでそこは耕作がされています。ここで

	はなくこの隣ですね。今、写真で見てもらったような状態なんでね。昔から耕作については、どうでしょうか。
増本委員	以前は耕作されていたように思います。ただ最近はどうもずっとやってなくて草が、2メートルぐらいのカヤというかですね、草が伸びたような状態でした。
西脇委員	そういう状態でしたら私としては申請に上がった通りに処理する方が良いのではないかなと思います。個人の意見としてですが。
議長	はい。今の証明をした方が良くないかという話がありましたが、これについて、耕作が出来る範囲のものについてそういうことで判断をした場合に、農地でないというのはちょっと無理があるのではないかなと。そういったことが我々と事務局、あるいは調査された方々の意見であります。それで完全に樹木が生えていて、竹なども生えていて耕作地にならない状況であればですね、これは証明を許可するという形になると思うんですがね、これは農地でない証明ですからね。皆さんに見ていただいたように、そういう樹木だとか竹とかが生い茂っているという状況ではないので、如何なものかなと思っているところです。 それでは、他に何かご意見がありましたら伺いしたいと思います。
坂本委員	はい。
議長	はい、どうそ。坂本委員、何番ですかね。
坂本委員	3番 坂本です。昭和55年から耕作放棄地ということなんですけれど、その写真を見ると何回か草刈りはやって来たんじゃないかという感じに見えるんですけれど、昭和55年からずっと放棄地だったら先ほど会長が言われたように木が生い茂ってきている状態になるんじゃないかなと思いますね。
会長	はい、分かりました。農地というのは何も野菜や何かを作るというだけではなく果物、例えばミカンなどの果樹も農地として植えることができるということでありますので、ちょっとその辺は先ほども申しましたようにこれが農地では無いということについては、現地調査した皆さんのご意見の中ではね、ちょっと無理があるんじゃないかとそういう事です。

笠原委員	はい。
議長	はい、どうぞ。1 番 笠原委員。
笠原委員	1 番 笠原です。今年から初めて農業委員になりまして、今まで無かったお話が出てきていますので、今後のために質問をさせていただきます。農地か否かということで許可するかしないかということを今、判断できかねているので先に質問だけです。この2条の農地でない証明願が上がってきましたよね。それでこれを認めればどういうことが起こるのか、認めなかったらどういうことが起こるのかという点を判断の材料にするので教えていただきたいと思います。
事務局	それでは事務局のほうから回答させていただきます。今、ご質問をいただきました第2条の非農地、農地でない証明というものになりますが、農地というものが、この農業委員会で審議される案件は、全て農地に対するものですけれど、これはその中でこの土地は農地ではないですよということを農業委員会で証明してください、という願い出になります。それに対してここは農地ではないですねという証明をした場合について、地目が田んぼや畑である農地の場合は、売買することがかなり制限されているという点がありますが、その制限が取り払われることになります。そのためには農地でない旨の証明書を事務局が発行し、その方が法務局で登記地目を変更すれば売買であるとか、その土地に建物を建てることが可能となります。逆に農地でないと認められないという判断がされた場合は、例えばその土地に家を建てたい場合は農地の転用申請が必要ですというような、農業委員会を通して何らかの許可を得て所有権の移動や賃借権の設定をしてもらう必要があります。農地でないということを証明してしまえば登記地目を変更できますので、そういう手続きが不要となります。
笠原委員	はい、ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
谷口委員	すいません。質問よろしいでしょうか。
議長	はい、何番ですか。

谷口委員	18番の谷口です。
議長	はい、どうぞ。谷口委員。
谷口委員	今年からはじめたもので、今の農地であるかどうかの判断基準というものを確認させて欲しいです。今あったお話の中では、野菜とか果樹とかそういう物を作ることが可能であると考えられれば農地であると、そういうことが出来ない状況だったら農地でないという、そういった判断基準で良いでしょうか。
事務局	はい、おっしゃる通りでありまして、例えば作物を全く作っていない土地であったとしてもですね、すぐに耕作が出来る状態、草刈り等をすれば耕して作物が植えられる土地であれば農地という判断になります。
議長	はい。他になければ次に進みたいと思いますが。
柴田委員	はい。
議長	はい、何番ですか。
柴田委員	5番 柴田です。
議長	はい、柴田さん。
柴田委員	僕もあまり農地とそうでないものの違いというものがあまり良く分かっていないんですが、税金とかの関係もある訳ですか。農地というのは固定資産税とかそういうものが他の土地より安いというのがあるようなので、そういう理由もある訳ですか。
事務局	そうですね、税金については基本的に農地のほうが一般的な宅地なんかよりは安くなっているかと思います。
柴田委員	結局、今までずっとここは農地として、固定資産税とかそういうものも安かったということですか。他の宅地とかと比べた時に。

事務局	この案件の土地につきましては、登記地目は現在も畑です。固定資産の税法上の地目についても他の地目には変わっておりませんので、これまで農地として扱われている土地です。
柴田委員	つまり税金は安いということですね。
事務局	そうですね。
柴田委員	今までずっと安いまま来て、処分したいからと言って農地じゃない証明をしてくれというのは、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと思いますね。明らかにこれは、僕らの感覚で言えば、僕らはこれよりももっと酷い状態の所を農地に戻していますから、明らかに農地だと思います。だから農業委員会として、原則的にこれは許可しないということで扱うべきじゃないかなと思います。
議長	はい、そういうことで農地のまま売買するというのが、我々の委員会を通さないと出来ないということですよね。それを取り除くために農地でない証明を先にとろうと、そうすれば色々な形で売りやすいということですね。今の事務局の話のとおりでございます。そういったひとつのやりやすい方法でそういう風にやられる場合は、我々としては農地は農地なんだと、耕作出来る所は農地なんだという考えで判断しておりますのでね。今回の件については、皆さんのご意見を聞いてもやはり農地でないということについては無理があるんじゃないのかというような話が多いように思いますが、どうでしょうか。
議長	はい。
南条委員	12番 南条です。
議長	はい、12番 南条委員どうぞ。
南条委員	私も初めてなので基本から教えて欲しいんですけど、農業委員会の役割というのは、農業に関わる者なので農地をいかに守って行くかみたいなことが芯にあるということだと思いますが、今回だとずっと耕作放棄地だけれど、それでも私が見てもここは農地だなと思うんですけど、ここを農地ではないと認めることで、一方では耕作放棄地が減るということもあ

	と思うんです。それはまた別の問題として考えたほうが良いですかね。こういった判断をする時に、ただ単純に農地であるかないかという所での判断で良いでしょうか。
議長	おおむねそういう形ですね。事務局から説明はありますか。
事務局	はい、今のご質問ですけれど、基本的には今、南条委員がおっしゃっていただいたように耕作放棄地が減るといったことは考えていただかなくて結構です。実際の現況が耕作可能な土地なのかどうか、その丸かバツかの判断になるかと思います。例えばこの方のように、この方はお住まいが〇〇ですが、耕作に通うのは無理じゃないかといったようなものは判断基準に加えないようにお願いします。本人が耕作することに限らず、誰かがその土地で耕作しようとした時に出来るのか出来ないのかで判断していただきたいと思います。
議長	他にございませんか。ちょっと後の案件も沢山ありますのでね。この辺で皆さんにご判断をいただきたいと思います。我々の状況としては、現地での判断、あるいはここで審議された中でほとんどが農地でない証明はちょっと難しいのではないかと意見がやはりありますのでね。これは不許可というか非証明になるのかな、ということで相手も通ったら良いなぐらいで思われているようであれば、これは現地の状況を見ると農地として使えますよということですね、売買するのであれば3条なり5条なりで計画を上げていただいて議論したほうが良いように私はと思いますが、事務局、それについてはどうですか。
事務局	そうですね。会長からおっしゃっていただいたように、委員の皆さんの中でも農地であるといったご意見が多かったように思います。私も実際に現地に行った時に、過去に非農地の証明をした案件と比べてみても草刈り管理がされていることもありまして、耕作しようと思えばできる土地だなと思いました。今後、所有者の方が手放したいというお考えであれば農地として貸借なり売買なりをしていただくか、土地が辺鄙な所になりますが何かしらの転用申請を出していただくしかないのかなと思います。
議長	20番 西脇委員さん、そういうことでどうでしょう。ご理解いただけましたでしょうか。

西脇委員	はい、分かりました。
議長	それではそういうことで、本申請については却下として扱うことにいたします。そういったことで結論といたします。 続きまして、議案第４５号 農地法第２条の農地でない旨の証明願について、事務局のほうから提案趣旨説明をよろしくをお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。続きまして、現地調査報告をよろしくをお願いします。
増本委員	はい、増本です。
議長	はい、増本委員。
増本委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。ただ今の事務局の提案趣旨説明それから現地調査報告について質疑のある方はございませんか。 (なしの声)
議長	なしの声がありました。それでは無いようですのでお諮りいたします。議案第４５号について承認可決することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しと認めます。よって議案第４５号は承認許可といたします。 続きまして、議案第４６号 農地法第２条の農地でない旨の証明願について事務局、趣旨説明をよろしくをお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございます。 続きまして、現地調査報告をよろしくをお願いいたします。

小山委員	はい、2番 小山です。
議長	はい。2番 小山委員。
小山委員	(現地調査報告)
議長	はい、それでは只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、なしの声がありました。それでは皆さんにお伺いします。議案第46号 農地法第2条の農地でない旨の証明について、承認許可することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数です。よって証明願を許可することに決定しました。 続きまして、議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局のほうから提案趣旨説明をよろしくお願ひします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。続きまして現地調査報告をよろしくお願ひします。
笠原委員	1番 笠原です。
議長	はい。1番 笠原委員。
笠原委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告についま

	して、質疑のある方はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、質疑は無いようですのでお諮りいたします。 議案第４７号 農地法第３条の規定による許可申請について許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	はい、異議無しとの声多数と認めます。よって議案第４７号は許可することに決定します。 続きまして、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございます。 続きまして、現地調査報告をよろしく願いいたします。
宇井委員	１５番 宇井です。
議長	はい。宇井委員。
宇井委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑等のある方はございませんか。 (なしの声)
議長	無いようですので皆さんに諮りいたします。 議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

	(異議無しの声)
議長	はい、異議無しの声がありました。よって許可することといたします。 続きまして、議案第４９号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について事務局、提案趣旨説明をよろしくをお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしくお願いいたします。
宇井委員	１５番 宇井です。
議長	はい。宇井委員。
宇井委員	(現地調査報告)
議長	はい、只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質問やご意見のある方はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、なしの声がありました。それではお諮りいたします。 議案第４９号、許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声がありましたので議案第４９号は原案通り承認可決することにいたします。 続いて、議案第５０号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について事務局から提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
事務局	それから、こちらの農用地区域からの除外申請というものですが、新しい委員さんの体制になってから初めての議案だと思います。この農用地区

	域というものについて、串本町の中でも定められている地域がございまして、この農用地区域というものの範囲に含まれる農地については、原則として農地転用が出来ないことになっています。ただ、絶対に出来ないという訳ではなくて、今回のように農用地区域から外してくださいという申し出によって、それが認められればですね、先ほどあった第5条のような農地転用申請を行うことが出来るという流れになっています。今回、まずは農用地区域から当該農地を外してくださいという、転用の一步前の段階と言いますか、そういった申請内容となっています。この内容について町の農業委員会の審査で問題が無ければ、その結果を県に上げて行くことになります。そこでの処理が終われば本転用と言いますか、第5条の農地転用案件としてこの農業委員会に申請が出て来るという流れになります。今回は、太陽光発電施設の事業用地として転用するためにこの〇〇〇の農地を農用地区域から外してくださいという申し出について、その内容を審議することになりますのでよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。 続きまして、現地調査報告をよろしくお願いいたします。
裕委員	はい、4番の裕です。
議長	はい。4番 裕委員。
裕委員	(現地調査報告) 51号も同じ内容でありますので、併せてご審議いただければと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
谷口委員	すいません。
議長	はい、何番ですか。
谷口委員	18番 谷口です。

議長	はい、谷口さんどうぞ。
谷口委員	農業振興地域から転用するという申請ですけど、その場合の理由については問わないということでしょうか。
議長	ちょっと事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	農用地区域からの除外とその後の農地転用についてですが、建てる物については住宅であったり太陽光発電施設であったり、色々あると思いますが、その種類が問われることは特にありません。工作物等を建てる計画が無く、ただ単に土地を造成したいだけの場合は認められませんが、事業なり住宅なりで建築物を建てるという目的がある場合に案件として上げることが出来るという形になります。
谷口委員	そういうことであれば、除外後の使用方法についての判断はこの農業委員会ですという風に考えれば良いのでしょうか。
事務局	そうですね。基本的にはこの農用地区域に指定されている地域というのはその地域の中でここは農業をする土地として守りましょうというような形で、過去にそういった指定をされている土地となっています。その中でその土地の一部に急に高層建築物なんかを建てられると日照の問題が出るというような内容の計画であればこの農業委員会の中でこの計画は認められませんという判断を下すことは可能だと考えます。
議長	他に何かご意見はございませんか。 それでは他にご意見が無いようですのでお諮りいたします。議案第５０号の農用地区域の除外について、許可することにご異議ございませんか。 （異議無しの声）
議長	異議無しの声がありました。議案第５０号は許可することに決定いたします。 続きまして、議案第５１号 串本農業振興地域における農用地区域の除外についてです。今の第５０号の案件と同じ内容ですね。 それでは事務局から提案趣旨説明をお願いします。

事務局	現地調査につきましては、先ほど裕委員のほうからまとめてご報告をいただきましたので、事務局から申請内容についてご説明いたします。 (議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。現地調査報告は、第50号のところでご報告いただいておりますので省略させていただきます。
議長	それでは、この案件についての質疑のある方はございませんか。
杉本委員	はい、17番 杉本です。
議長	はい。杉本委員。
杉本委員	この太陽光の件ですが、地図を見ると家屋は無いと思うんですけれども、周辺の許可は必要ないのでしょうか。
事務局	農業委員会では、隣接に耕作されている農地があった場合にはその所有者、耕作者の同意書を取ってもらうようお願いしています。また、計画について区長などの代表の方への説明をお願いしますということとも言えると思います。ただ太陽光発電施設の設置に対する地域の同意というものについては農業委員会の必須項目には入っておりません。串本町の場合は、令和2年頃に太陽光発電の設置に関する条例が制定されていまして、その中で地元の方への説明を、出来れば説明会を開催して了解を得てくださいという内容で条例化がされています。地域の同意という点につきましては、その条例のほうでの対応になると思います。農業委員会として地域の同意を得てくださいという指示をするのは難しいかと思います。
杉本委員	一応、条例では区の承認は要ということですね。太陽光事業をしようとした時にね。
事務局	基本的には区での説明会や内容を周知するチラシを配布するといった何かしら事業についての周知等をしていただくことになると思います。ただそこで区の理解が得られなかった場合でも計画が認められないという強制にはならないので、あくまで抑止力になるというようなイメージで、実際

	にその条例によって説明会を実施して、区で反発があったとしてもそれを理由に絶対に駄目ですというのは言えないようです。その辺のことについては、転用事業者のほうがこれだけ反対されるならば止めておこうという判断をされるのか、反対されても関係無いという考えの業者であれば強行して設置される場合もあるかと思います。
杉本委員	はい、分かりました。
議長	はい、ありがとうございました。 他にございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りいたします。 議案第５１号 串本農業振興地域における農用地区域からの除外についてを許可することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声がありましたので議案第５１号は原案通り承認可決されました。 続いて、議案第５２号 古座農業振興地域における農用地区域の除外について、提案趣旨説明を事務局、よろしくお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしくお願いいたします。
杉本委員	はい、１７番 杉本です。
議長	はい、杉本委員どうぞ。
杉本委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。

	それでは只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑等のある方はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りいたします。 議案第５２号、許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声がありましたので議案第５２号は原案通り承認可決することといたします。 続いて、議案第５３号 古座農業振興地域における農用地区域の除外について事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしく願いいたします。
中村委員	はい、１１番 中村です。
議長	はい、中村委員どうぞ。
中村委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑等のある方はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りいたします。 議案第５３号、原案どおり承認可決することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)

議長	異議無しの声がありました。議案第５３号は原案通り承認可決することといたします。 続きまして、議案第５４号串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてです。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしく願いいたします。
谷口委員	はい、１８番 谷口です。
議長	はい。１８番 谷口委員。
谷口委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りいたします。 議案第５４号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声がありましたので許可することといたします。 以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了しました。ご協力、色々とありがとうございました。 他にご意見等が無ければ有害鳥獣捕獲事業について事務局から説明をさせていただきます。
事務局	(有害鳥獣捕獲事業について)

	(農地パトロールのお礼について)
--	-------------------------

午後 2 時 4 6 分 定例会終了